

議員提出第5号議案

足立区ながらスマホの防止に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和2年6月23日

提出者

足立区議会議員	かねだ	正
同	工藤	哲也
同	伊藤	のぶゆき
同	長澤	こうすけ
同	杉本	ゆう
同	古性	重則
同	くじらい	実
同	にたない	和
同	白石	正輝
同	せぬま	剛
同	新井	ひでお
同	吉岡	茂
同	渡辺	ひであき
同	高山	のぶゆき
同	鹿浜	昭
同	ただ	太郎

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

(提案理由)

公共の場所におけるながらスマホの防止について基本的事項を定める

必要があるため、本案を提出する。

足立区ながらスマホの防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ながらスマホが交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所におけるながらスマホの防止について基本的事項を定めることにより、ながらスマホの防止に関する施策の推進及び意識の高揚を図り、もって安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共の場所 区内の道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供される場所（室内及びこれに準ずる場所を除く。）をいう。

(2) 区民等 区内に居住し、在勤し、若しくは在学し、又は区内で活動する者をいう。

(3) 事業者 区内で事業を営む者をいう。

(4) スマホ等 スマートフォン、携帯電話、タブレット端末又はこれらに類する物をいう。

(5) ながらスマホ スマホ等を操作し、又は画面を注視しながら歩行すること又は自転車に乗ることをいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、ながらスマホの防止に関する意識啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

(区民等及び事業者の責務)

第 4 条 区民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、

区が実施するながらスマホの防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ながらスマホの禁止)

第5条 何人も、公共の場所においてながらスマホを行ってはならない。

2 何人も、公共の場所におけるスマホ等の操作は、他者の通行の妨げにならない場所及び状態で、行わなければならない。

(施策)

第6条 区は、区民等及び事業者と連携し、ながらスマホの防止に関する情報の収集、啓発活動その他必要な施策を実施する。

(財政上の措置)

第7条 区は、ながらスマホの防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。